介護保険　主治医意見書作成料請求書

令和			年			月分

保険者番号	3	3	2	1	6	3

被保険者											
	被保険者番号										
	（フリガナ）										
	氏名										
	生年月日	1. 明治　2. 大正　3. 昭和							性別	1. 男 2. 女	
			年			月			日		

請求医療機関											
	事業所番号										
	事業所名称										
	所在地	〒				－					
		電話番号									

作成依頼日	令和			年			月			日	依頼番号										保険者確認	※
意見書作成日	令和			年			月			日	意見書送付日			年			月			日		

意見書作成料	種　別	1. 在宅　2. 施設	1. 新規　2. 継続	金額					円

診察・検査費用	内　訳		点　数				摘　要								
	診　断														
	検査	胸部単純X線撮影													
		血液一般検査													
		血液科学検査													
		尿中一般物質定性･半定量検査													
	合　計						点数合計×10 円								円

請求額							
	意見書料						円
	診断･検査費用						円
	消費税						円
	合　計						円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在　　宅	施　　設
新規申請者	５，０００円	４，０００円
継続申請者	４，０００円	３，０００円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき清算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

・胸部単純Ｘ線撮影　　・血液一般検査　　・血液科学検査　　・尿中一般物質定性　　・半定量検査